

くらしのガイド業務説明資料

1. 事業概要

(1) 目的

逗子市民及び逗子市への転入者を主な対象とし、日常生活に必要な身近な情報をわかりやすく紹介する「くらしのガイド」を民間事業者との協働編集により発行します。

(2) 発行主体 逗子市及び民間事業者

(3) 発行日 令和7年7月1日

(4) くらしのガイドの規格等

- ① サイズ A4判
- ② 紙質 表紙：コート紙＜86.5＞A判、157 g/m² 相当
本文：上質紙＜35＞A判、64 g/m² 相当＊紙質は類似のものでも可。
- ③ 刷色 全頁4色
- ④ 綴じ方 無線綴じ
- ⑤ ページ数 120 頁程度

(5) くらしのガイドの内容

- ① 地域情報（逗子市の魅力、歴史、市政）
- ② 行政情報
- ③ 生活情報（防災マップ、医療マップ）

(6) 発行部数 32,000 部（広告主への献本分を除く）

(7) 全戸配布

市内の全世帯（約 27,500 戸）へ配布してください。配布にかかる経費は協働事業者が負担するものとします。

(8) 納品・配布

- ① 全戸配布分を除いた 4,500 部を逗子市経営企画部企画課広聴広報係へ納品してください。
- ② 市役所の戸籍住民課窓口で転入者に配布するほか、公共施設に配架します。

(9) 誌面のデザイン・レイアウト

使用するフォントはユニバーサルデザインのものとしてください。高齢者や色覚に障がいのある方にも視認性の高い誌面となるよう、カラーバリアフリー等に配慮したデザイン、色使いとしてください。

2. 業務分担

市と協働事業者の役割分担は次のとおりです。ただし、企画・編集・デザイン・レイアウトについては、逗子市と協働事業者が事前に協議し行うものとします。

(1) 逗子市

- ① 行政情報部分のテキスト及びビジュアルデータの提供、校正
- ② 逗子市広報「広報ずし」等を使用したくらしのガイド発行に関する広報

(2) 協働事業者

- ① (1) ①を除いた冊子全体の企画・編集、デザイン・レイアウト、印刷・製本等、本誌制作に必要なすべての作業工程の管理
- ② 本誌の全戸配布
- ③ 市の指定する場所への納品
- ④ 冊子発行に伴う広告業務すべて
- ⑤ 行政情報部分についての PDF データ(中項目ごとに結合したファイル)及び DTP ファイルの作成・提供
- ⑥ 市ホームページ掲載用電子書籍化データの作成(修正事項が発生した場合、速やかに対応できること)

3. 発行スケジュール

- (1) 発行日 令和 7 年 7 月 1 日(月)
- (2) 納品日 令和 7 年 6 月 26 日(月)
- (3) 全戸配布期間 令和 7 年 7 月 1 日(月)～7 月 16 日(火)

4 履行にあたっての条件及び留意事項

(1) 広告について

- ① 掲載基準及び掲載内容については、逗子市広報広告掲載取扱要綱第 2 条に定める広告掲載不適格事項及び広告掲載基準に準じるものとします。
- ② 広告の募集は協働事業者が行い、市は広告主に協力要請はしないものとします。
- ③ 広告内容に関しては、市は一切責任を負いません。広告掲載により第三者から被害を受けた旨の報告がなされた場合は、協働事業者又は広告主の責任において解決することとします。
- ④ 市は協働事業者に対し、広告データに不正な言語等が含まれていないことを確認するため、必要に応じ広告データの提出を求めることがあります。この場合、協働事業者は、速やかに求めに応じてください。
- ⑤ 協働事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、市の指定する期日までに紙媒体及びデータを市に提出してください。市は、これらの広告内容を審査し、広告掲載の可否を協働事業者に通知します。協働事業者は、承認を受けた広告を情報誌に掲載してください。
- ⑥ 広告原稿内には、必ず広告の表示をし、逗子市の事業と直接関係がない旨を明記してください。

(2) 誌面作成にあたっては、著作権、肖像権、個人情報に関する法令等のルールを遵守

してください。

(3) 行政情報部分の校正について

- ① 文字校正は、最低 3 回以上行います。
- ② 色校正は、最低 1 回以上行います。＊簡易校正（デジタルコンセンサス）可。
- ③ 市は協働事業者に対して、必要に応じて字句の修正、色使いの見直し等の指示を出す場合があります。
- ④ 校正原稿の受け渡しは校正紙及び PDF 電子データで行うものとします。
- ⑤ 協働事業者は初校時に全ページのノンブルを入れ込み、ページにずれや重複がないかを確認するものとします。

(4) 行政情報部分にかかる著作権について写真・イラスト等を含め、すべて逗子市に帰属するものとし、逗子市は 2 次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとします。これにより協働事業者に生じた、いかなる損害についても逗子市は責任を負いません。

(5) 全戸配布について

- ① 配布に当たっては、本誌と他の印刷物等との混入をしないでください。また、他の営業目的の印刷物等と同時に配布しないでください。
- ② 配布にあたっては天候に配慮し配布物が破損・汚損しないように工夫してください。
- ③ 配布漏れ等の連絡が入った場合、2 日以内に対応してください。

(6) 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に掲げる事項を遵守しなければならない。(7) 企画、編集、印刷、製本、配布および納品など、発行に関する費用は協働事業者が集める広告等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

(8) 市は、協働事業者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は、発行を中止することができます。なお、中止のために要する費用は、協働事業者が負担するものとします。

(10) 協働事業者は、契約期間内においては、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応するものとします。

(11) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合には、逗子市と協議し、その指示に従うものとします。